

審査評価方法

各審査小項目について適宜配点を設定するとともに、各審査大項目に最低水準点を設ける。配点及び採点は、0点から満点までの1点刻みとする。

各委員の採点の総計が高い団体を第1順位とし、総計が同点であった場合は、第1順位とした委員が多い団体を上位とする。（総合点数方式）第1順位とした委員が同数であった場合は、委員長が上位とした団体を第1順位とする。

ただし、合計点数の最低水準に達していても、審査大項目において最低水準点に達していないものがあれば、順位は付さない。

各審査大項目の採点合計および総合計とも60%を最低水準点とする。

審査項目	配点
(ア) 安定的な運営	55点
a 管理の基本方針について	5点
b 日常時の安全管理について	5点
c リスク管理について	5点
d 緊急時の体制について	5点
e 文書の管理・保管について	5点
f 個人情報の保護について	5点
g 情報公開の推進について	5点
h 類似施設の管理運営実績について	5点
i 人員配置について	5点
j 職員の資質の向上について	5点
k 財務状況について	5点
(イ) サービスの向上	25点
a サービス向上策について	5点
b 利用促進の方策について	5点
c 利用者の声の反映について	5点
d 自主事業計画について	10点
(ウ) 経費の縮減	20点
a 委託料について(安定的な管理とサービスの質の確保・委託料の削減)	20点
(エ) その他	10点
a 社会的貢献への取組について	5点
b 設置目的に沿った取組について	5点
合計	110点

(採点の乖離値の取扱いについて)

全委員の「合計」の平均点と比較し、150%以上又は50%以下の得点を付した委員の採点は他の団体の採点も含め除外するものとする。

この場合における最低水準点は、乖離値を付した委員を除いた委員数に合わせて補正する。